

令和 8 年度

地域整備方向検討調査
牧之原地区整備構想検討業務

特別仕様書
(当初)

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1 - 1 条	地域整備方向検討調査 牧之原地区整備構想検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目 的) 第 1 - 2 条	本業務は、国営牧之原土地改良事業(かんがい排水事業)(昭和 53～平成 12 年度)及び国営牧之原土地改良事業(国営造成土地改良施設整備事業)(平成 23～平成 30 年度)により造成・整備された農業水利施設の更新整備を行うため、その事業計画策定に必要な整備構想を検討することを目的とする。
(場 所) 第 1 - 3 条	この業務において対象とする施設の場所は、静岡県島田市ほか 4 市で別添施行位置図に示すとおりである。
(一般事項) 第 1 - 4 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 作業実施のための現地立会等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 (4) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。 (5) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1 - 5 条	本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には、以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

項 目	内 容														
(管理技術者) 第 1－6 条	④ 業務成果品のミス、不備 等 (1) 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td colspan="2">業務に該当する部門</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マ ネ ー ジ ャ ー (RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table> (2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	業務に該当する部門		シビルコンサルティング マ ネ ー ジ ャ ー (RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
博士	業務に該当する部門														
シビルコンサルティング マ ネ ー ジ ャ ー (RCCM)	農業土木														
(担当技術者) 第 1－7 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。														
(配置技術者の確認) 第 1－8 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録あたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。														
(保険加入) 第 1－9 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。														

項 目	内 容																																										
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2 - 1 条	設計の基本事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>発行所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国営かんがい排水事業実施要綱・要領</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>新たな土地改良の効果算定マニュアル</td><td>大成出版社</td></tr> <tr> <td>国営土地改良事業 調査計画マニュアル</td><td>(社)農業土木事業協会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 水路トンネル</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 水路工</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 設計 ポンプ場</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(畑)</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>水道施設耐震工法指針・解説 (2009 年版)</td><td>(社)日本水道協会</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き ポンプ場(ポンプ設備)</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工(ゲート設備)</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き 電気設備</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き 水管理制御設備</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き パイプライン</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き 水路トンネル</td><td>農村振興局</td></tr> <tr> <td>土地改良事業設計指針 耐震設計</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> <tr> <td>土地改良事業設計指針 ファームポンド</td><td>(公社)農業農村工学会</td></tr> </tbody> </table> ※発行所に「農村振興局」とあるものは、農林水産省HPに掲載されている。 (対象施設) 第 2 - 2 条 対象施設については、次のとおりである。 (1) 地区内加圧機場 128 ヶ所 加圧ポンプ 278 台 電動機 278 台 (2) その他 1) 川口取水工 構 造：鉄筋コンクリート造り 制水ゲート 2 門 取水ゲート 1 門 予備取水ゲート 4 門 取水量：Q=9.045 m³/s (農水+上水) 2) サイホン・導水路 構 造：水路トンネル 4R=3600 L=5,770m サイホン(鋼管) φ1350 L=644m 通水量：Q=3.045 m³/s	名 称	発行所	国営かんがい排水事業実施要綱・要領	農村振興局	新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社	国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会	土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工	農村振興局	土地改良事業計画設計基準 設計 水路トンネル	農村振興局	土地改良事業計画設計基準 設計 水路工	(公社)農業農村工学会	土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン	農村振興局	土地改良事業計画設計基準 設計 ポンプ場	農村振興局	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(畑)	(公社)農業農村工学会	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農村振興局	水道施設耐震工法指針・解説 (2009 年版)	(社)日本水道協会	農業水利施設の機能保全の手引き	農村振興局	農業水利施設の機能保全の手引き ポンプ場(ポンプ設備)	農村振興局	農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工(ゲート設備)	農村振興局	農業水利施設の機能保全の手引き 電気設備	農村振興局	農業水利施設の機能保全の手引き 水管理制御設備	農村振興局	農業水利施設の機能保全の手引き パイプライン	農村振興局	農業水利施設の機能保全の手引き 水路トンネル	農村振興局	土地改良事業設計指針 耐震設計	(公社)農業農村工学会	土地改良事業設計指針 ファームポンド	(公社)農業農村工学会
名 称	発行所																																										
国営かんがい排水事業実施要綱・要領	農村振興局																																										
新たな土地改良の効果算定マニュアル	大成出版社																																										
国営土地改良事業 調査計画マニュアル	(社)農業土木事業協会																																										
土地改良事業計画設計基準 設計 頭首工	農村振興局																																										
土地改良事業計画設計基準 設計 水路トンネル	農村振興局																																										
土地改良事業計画設計基準 設計 水路工	(公社)農業農村工学会																																										
土地改良事業計画設計基準 設計 パイプライン	農村振興局																																										
土地改良事業計画設計基準 設計 ポンプ場	農村振興局																																										
土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水(畑)	(公社)農業農村工学会																																										
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農村振興局																																										
水道施設耐震工法指針・解説 (2009 年版)	(社)日本水道協会																																										
農業水利施設の機能保全の手引き	農村振興局																																										
農業水利施設の機能保全の手引き ポンプ場(ポンプ設備)	農村振興局																																										
農業水利施設の機能保全の手引き 頭首工(ゲート設備)	農村振興局																																										
農業水利施設の機能保全の手引き 電気設備	農村振興局																																										
農業水利施設の機能保全の手引き 水管理制御設備	農村振興局																																										
農業水利施設の機能保全の手引き パイプライン	農村振興局																																										
農業水利施設の機能保全の手引き 水路トンネル	農村振興局																																										
土地改良事業設計指針 耐震設計	(公社)農業農村工学会																																										
土地改良事業設計指針 ファームポンド	(公社)農業農村工学会																																										

項 目	内 容
	3) 揚水機場 ポンプ形式：横軸単段両吸込渦巻ポンプ 口径×電動機出力×台数：700 mm×2,500 kW×2 台 400 mm×860 kW×2 台 揚水量：Q=3.045 m³/s 実揚程：170m 4) 送水路・吐水槽 送水路：構造：鋼管（φ1500 mm）・通水量：Q=3.045 m³/s 延長：L=762m 吐水槽：構造：R C 造・有効容量：V=8,100 m³ 5) 用水路 ①中央幹線 構造：鋼管及びPC管、ダクタイル鋳鉄管（φ1350～250 mm） 通水量：Q=2.739～0.094 m³/s 延長：L=32,989m 付帯施設：調整水槽 6ヶ所、F P 5ヶ所 ②掛川幹線 構造：鋼管及びダクタイル鋳鉄管（φ600～250 mm） 通水量：Q=0.306～0.063 m³/s 延長：L=8,531m 付帯施設：調整水槽 1ヶ所、F P 1ヶ所 ③阪本幹線 構造：鋼管及びダクタイル鋳鉄管（φ600～300 mm） 通水量：Q=0.381～0.075 m³/s 延長：L=10,317m 付帯施設：調整水槽 1ヶ所、F P 2ヶ所 ④榛原幹線 構造：鋼管及びダクタイル鋳鉄管（φ400～300 mm） 通水量：Q=0.181～0.044 m³/s 延長：L=10,782m 付帯施設：調整水槽 1ヶ所 ⑤菊川幹線 構造：鋼管及びダクタイル鋳鉄管（φ400～250 mm） 通水量：Q=0.143～0.069 m³/s 延長：L=5,793m 付帯施設：F P 1ヶ所 ⑥相良幹線 構造：鋼管及びダクタイル鋳鉄管（φ600～250 mm） 通水量：Q=0.365～0.069 m³/s 延長：L=7,995m 付帯施設：調整水槽 1ヶ所、F P 2ヶ所 ⑦新谷幹線 構造：ダクタイル鋳鉄管（φ300 mm） 通水量：Q=0.093～0.077 m³/s 延長：L=1,705m ⑧掛川支線 構造：ダクタイル鋳鉄管（φ250 mm） 通水量：Q=0.063 m³/s 延長：L=912m ⑨中央支線（1～8号） 構造：鋼管及びダクタイル鋳鉄管（φ350～200 mm） 通水量：Q=0.132～0.032 m³/s 延長：L=5,768m ⑩阪本支線 構造：ダクタイル鋳鉄管（φ250～150 mm） 通水量：Q=0.078 m³/s 延長：L=1,144m

項 目	内 容																																						
(貸与資料) 第 2 - 3 条	⑪相良支線 構造：ダクタイル鋳鉄管（φ 250 mm） 通水量：Q=0.060 m³/s 延長：L=412m 6) 水管理施設 親局：1ヶ所（中央管理所） 子局：9ヶ所 孫局：2ヶ所 貸与資料は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>牧之原地区一般計画平面図</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>牧之原地区施設管理図面集</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>牧之原用水農業水利事業 事業誌</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>国営牧之原土地改良事業計画書</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>国営牧之原土地改良事業変更計画書</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>国営牧之原土地改良事業計画変更説明資料</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>国営牧之原土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>国営牧之原土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>事業計画書補足説明資料</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>国営牧之原地域営農計画書（案）（令和 6 年 3 月） （作成者：西関東土地改良調査管理事務所）</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>国営三方原用水二期地区営農計画書</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>H23 年度牧之原国営造成土地改良施設整備事業 管水路防食対策実施設計その 1 業務（再生可能エネルギー可能性検討編） 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>R3 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 大井川用水地区機能診断その 5 業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>R4 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 1 業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>R5 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 2 業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>R6 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 3 業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>R6 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 4 業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>R6 年度広域基盤整備計画調査 大井川地域広域基盤整備計画書作成その 2 業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	貸 与 資 料	数 量	牧之原地区一般計画平面図	1 式	牧之原地区施設管理図面集	1 式	牧之原用水農業水利事業 事業誌	1 式	国営牧之原土地改良事業計画書	1 式	国営牧之原土地改良事業変更計画書	1 式	国営牧之原土地改良事業計画変更説明資料	1 式	国営牧之原土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）	1 式	国営牧之原土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）	1 式	事業計画書補足説明資料	1 式	国営牧之原地域営農計画書（案）（令和 6 年 3 月） （作成者：西関東土地改良調査管理事務所）	1 式	国営三方原用水二期地区営農計画書	1 式	H23 年度牧之原国営造成土地改良施設整備事業 管水路防食対策実施設計その 1 業務（再生可能エネルギー可能性検討編） 報告書	1 式	R3 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 大井川用水地区機能診断その 5 業務 報告書	1 式	R4 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 1 業務 報告書	1 式	R5 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 2 業務 報告書	1 式	R6 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 3 業務 報告書	1 式	R6 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 4 業務 報告書	1 式	R6 年度広域基盤整備計画調査 大井川地域広域基盤整備計画書作成その 2 業務 報告書	1 式
貸 与 資 料	数 量																																						
牧之原地区一般計画平面図	1 式																																						
牧之原地区施設管理図面集	1 式																																						
牧之原用水農業水利事業 事業誌	1 式																																						
国営牧之原土地改良事業計画書	1 式																																						
国営牧之原土地改良事業変更計画書	1 式																																						
国営牧之原土地改良事業計画変更説明資料	1 式																																						
国営牧之原土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）	1 式																																						
国営牧之原土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）	1 式																																						
事業計画書補足説明資料	1 式																																						
国営牧之原地域営農計画書（案）（令和 6 年 3 月） （作成者：西関東土地改良調査管理事務所）	1 式																																						
国営三方原用水二期地区営農計画書	1 式																																						
H23 年度牧之原国営造成土地改良施設整備事業 管水路防食対策実施設計その 1 業務（再生可能エネルギー可能性検討編） 報告書	1 式																																						
R3 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 大井川用水地区機能診断その 5 業務 報告書	1 式																																						
R4 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 1 業務 報告書	1 式																																						
R5 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 2 業務 報告書	1 式																																						
R6 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 3 業務 報告書	1 式																																						
R6 年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 4 業務 報告書	1 式																																						
R6 年度広域基盤整備計画調査 大井川地域広域基盤整備計画書作成その 2 業務 報告書	1 式																																						
(参考資料及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 4 条	第 2-1 条及び第 2-3 条に示す参考資料及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。																																						

項 目	内 容																		
(関連業務) 第 2 - 5 条	本業務の関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務 名</th><th>実施年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国営土地改良事業地区調査 浜名湖北部二期地区他受益面積整理業務（仮称）</td><td>令和 8 年度</td></tr> <tr> <td>国営土地改良事業地区調査 浜名湖北部二期地区他環境調査業務（仮称）</td><td>令和 8 年度</td></tr> <tr> <td>国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 6 業務（仮称）</td><td>令和 8 年度</td></tr> </tbody> </table>	業 務 名	実施年度	国営土地改良事業地区調査 浜名湖北部二期地区他受益面積整理業務（仮称）	令和 8 年度	国営土地改良事業地区調査 浜名湖北部二期地区他環境調査業務（仮称）	令和 8 年度	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 6 業務（仮称）	令和 8 年度										
業 務 名	実施年度																		
国営土地改良事業地区調査 浜名湖北部二期地区他受益面積整理業務（仮称）	令和 8 年度																		
国営土地改良事業地区調査 浜名湖北部二期地区他環境調査業務（仮称）	令和 8 年度																		
国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その 6 業務（仮称）	令和 8 年度																		
第 3 章 作業内容 （作業項目及び数量） 第 3 - 1 条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙 1 作業項目一覧表で示すものとする。 作業項目表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>作 業 項 目</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(設計業務)</td><td></td></tr> <tr> <td>1. 現地踏査</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>2. 既存資料の整理</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>3. 営農計画(案)の整理</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>4. 環境配慮検討会資料の作成及び運営</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>5. 費用対効果算定</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>6. 整備構想の検討</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>7. 点検とりまとめ</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	作 業 項 目	数 量	(設計業務)		1. 現地踏査	1 式	2. 既存資料の整理	1 式	3. 営農計画(案)の整理	1 式	4. 環境配慮検討会資料の作成及び運営	1 式	5. 費用対効果算定	1 式	6. 整備構想の検討	1 式	7. 点検とりまとめ	1 式
作 業 項 目	数 量																		
(設計業務)																			
1. 現地踏査	1 式																		
2. 既存資料の整理	1 式																		
3. 営農計画(案)の整理	1 式																		
4. 環境配慮検討会資料の作成及び運営	1 式																		
5. 費用対効果算定	1 式																		
6. 整備構想の検討	1 式																		
7. 点検とりまとめ	1 式																		
(設計作業の留意点) 第 3 - 2 条	設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 作業の進め方及び作業の方法等については、あらかじめ監督職員と十分打合せを行うものとする。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 報告書作成において、第 2-1 条及び共通仕様書に示す参考図書、第 2-3 条に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 必要に応じて現地調査、対面による聞き取り調査、機器による調査、試験を実施する場合は事前に監督職員と調整し実施する。																		
第 4 章 打合せ （打合せ） 第 4 - 1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手段階（対面） 第 2 回 中間打合せ（基本条件整理段階）（WEB） 第 3 回 中間打合せ（概略とりまとめ段階）（WEB） 第 4 回 中間打合せ（精査段階）（WEB） 最終回 報告書原稿作成段階（対面）																		

項 目	内 容
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5 - 1 条 (成果物の提出先) 第 5 - 2 条 第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条 第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 本業務は電子納品対象業務とする。 成果物を共通仕様書第 1 章 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体 (CD-R もしくは DVD-R) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途 1 部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂 2 2 8 0 - 1 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により作業計画等に変更が生じた場合。 (7) 用水計画検討の追加が生じた場合。 (8) その他重要な変更が生じた場合。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作業項目	作業内容	作業数量
1. 現地踏査	事業予定地区の現地を踏査し、地形や水源位置、現況路線について確認する。	1式
2. 既存資料の整理	整備構想検討のために必要な資料を収集、整理し、貸与資料と共に内容を把握する。なお、整備計画策定に必要な資料とは、気象水文資料、効果算定に必要な資料等である。	1式
3. 営農計画（案）の整理		
3-1. 作付調査	令和7年度広域農業基盤整備管理調査 牧之原地区施設状況調査等業務で整理した台地上の営農されている茶畑以外の農地について、現地確認を行い一筆毎に作物、管理状況を確認し、図面上に整理する。	1式
3-2. 営農計画（案）の作成	令和7年度広域農業基盤整備管理調査 牧之原地区施設状況調査等業務で取りまとめた営農計画(案)をもとにして、後半の営農計画、土地利用計画、営農類型を作成する。	1式
3-3. 営農計画検討会資料の作成及び運営	第2回営農計画検討会(年1回開催予定)の資料について、発注者が提示する資料(過年度の同検討会資料等)を踏まえて作成するとともに、会場の設営・準備(会場の予約は発注者で調整)、議事録の作成及び代表農家(受益地内在住5名)の招請に係る費用の支出を行う。 発注者と調整の上、お茶の流通や市場動向に詳しい専門家を選定し、会場にてお茶の需給見通し等について情報提供頂くための依頼、招請に係る費用の支出を行う。	1式
4. 環境配慮検討会資料の作成及び運営	第2回環境配慮検討会(年1回開催予定)の資料について、発注者が提示する資料(過年度の同検討会資料、環境調査結果等)を踏まえて作成するとともに、運営補助として、会場の設営・準備(会場の予約は発注者で調整)、議事録の作成及び有識者3名の招請に係る費用の支出を行う。	1式
5. 費用対効果算定	土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針(平成19年3月28日付け18農振第1596号農村振興局長通知)に基づき作成された「新たな土地改良の効果算定マニュアル(令和6年8月)」により費用対効果分析を行う。 過年度(平成23年3月)作成の経済効果算定資料をベースに、最新の算定データ等を用いて各効果の概定を行うとともに、前年度取りまとめた総費用と併せて、暫定版の経済効果算定資料を取りまとめる。 算定する効果は、作物生産効果、品質向上効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、地域用水効果、とする。	1式
6. 整備構想の検討		
6-1. 加圧機場の廃止検討		
6-1-1. 加圧機場掛りの水理検討	過年度の貸与資料より、廃止候補として選定した加圧機場掛りについて、廃止した場合の末端水位が確保されているか検討する。	1式
6-1-2. 加圧機場の廃止に伴う数量及び概算費用の算出	加圧機場の廃止ケースを1ケース選定し、撤去、配管敷設等の数量を含めた概算費用を算出する。また、地区内の加圧機場の廃止箇所を選定する。	1式
6-1-3. 加圧機場の廃止による効果検討	電力量の削減効果と加圧機場の廃止コスト比較より、省エネ化対策としての有効性を考察・判断する。	1式
6-2. 加圧機場の統合の検討		
6-2-1. 加圧機場の統合の検討	過年度の貸与資料を踏まえ、加圧機場の選定基準を設定し、統合できる可能性があるケースを複数選定する。	1式
6-2-2. 加圧機場の統合に伴う数量及び概算費用の算出	統廃合可能なケースを1ケース選定し、撤去、配管敷設等の数量を含めた概算費用を算出する。また、地区内の加圧機場の統合箇所を選定する。	1式
6-2-3. 加圧機場の統合による効果検討	電力量の削減効果と加圧機場の統合のコスト比較より、省エネ化対策としての有効性を考察・判断する。	1式
6-3. 営農、受益面積と整備構想の整合性検討	令和7年度、令和8年度の調査で得られた営農の変化、受益面積の変動を踏まえ、令和7年度に検討した整備対象施設、6-1. 加圧機場の廃止検討、6-2. 加圧機場の統合の検討の結果との整合性の検討、修正を行う。	1式
6-4. 工事概算額の検討	令和7年度に検討した整備対象施設、6-1. 加圧機場の廃止の検討、6-2. 加圧機場の統合の検討の結果を踏まえ、本地区の整備対象施設について工事概算額を算定する。	1式
7. 点検とりまとめ	各項目の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式